

伊勢市企業立地マッチング促進事業実施要領

制定 平成 30 年 1 月 15 日 29 商第 2349 号

第 1 目的

この要領は、伊勢市内に立地を希望し、立地に係る情報を求めている企業と利用し得る物件の情報を持つ宅地建物取引業者等との連携を図ることにより、企業立地の促進及び産業系用地等の有効活用を図る伊勢市企業立地マッチング促進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、用語の意義は次の(1)から(4)に定めるところによる。

- (1) 立地希望企業 市内に立地を希望し、自ら当該立地に係る不動産を事業の用に供する企業をいう。
- (2) 不動産情報 市内における土地及び建築物の売却及び貸借に関する情報をいう。
- (3) 宅地建物取引業者等 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）による宅地建物取引業者又は同等の資格を有すると市長が認める者をいう。
- (4) 不動産情報提供者 宅地建物取引業者等で、第 5 の規定により登録された者をいう。

第 3 取り扱う情報の範囲

本事業で取り扱う情報の範囲は、立地希望企業が立地を行うのに必要な不動産情報とする。ただし、次の(1)から(3)に該当するものを除く。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、その他の法令（三重県及び市の条例及び規則を含む。）に抵触するもの
- (2) 立地しようとする施設が伊勢市都市マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの
- (3) その他市長が本事業の対象とすることが不相当と判断するもの

第 4 登録の申請

不動産情報提供者としての登録を希望する者は、不動産情報提供者登録申請書（様式第 1 号）に宅地建物取引業の免許証等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

第5 登録の要件

市長は、第4の規定による申請をした者（以下「登録申請者」という。）が次の(1)から(5)のいずれにも該当すると認めるときは、当該登録申請者を不動産情報提供者として登録するものとする。

- (1) 宅地建物取引業者等であること。
- (2) 本市の進める企業立地等に協力する意思があること。
- (3) 申請内容をホームページ等で公開することについて、承諾していること。
- (4) 電子メール等による電子媒体又はFAXによる情報交換に対応できること。
- (5) 市外の立地用地等のあっせんを主たる目的としないこと。

第6 登録等の通知

市長は、第5の規定による登録を決定したときは、不動産情報提供者登録決定通知書（様式第2号）により、申請の却下を決定したときは、不動産情報提供者登録申請却下通知書（様式第3号）により、登録申請者に通知するものとする。

第7 登録の有効期間

不動産情報提供者の登録有効期間は、登録の決定の日から3年間とし、再登録を妨げない。

ただし、宅地建物取引業の免許の効力を失った場合は、登録有効期間に関わらず登録を抹消する。

第8 登録記載事項の変更

不動産情報提供者は、第4の不動産情報提供者登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、不動産情報提供者登録記載事項変更届出書（様式第4号）により速やかに市長に届け出なければならない。

第9 登録の抹消

- 1 不動産情報提供者は、不動産情報提供者としての登録を抹消しようとするときは、不動産情報提供者登録抹消届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、不動産情報提供者が次の各号のいずれかに該当するとき、登録を抹消することができる。
 - (1) 第5の(1)から(5)に掲げる要件に該当しなくなったとき。

- (2) 不正の手段により第5の規定による登録を受けたとき。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、市長が不動産情報提供者として適当でないと認めるとき。
- 3 市長は、不動産情報提供者に対して、必要に応じて、宅地建物取引業の免許証の写しその他の資料の提出を求めることができる。
 - 4 市長は、1及び2の規定により登録を抹消したときは、不動産情報提供者登録抹消通知書（様式第6号）により、その登録申請者に通知するものとする。

第10 情報登録の申請

- 1 不動産情報提供者は、市長に不動産情報の提供をしようとするときは、不動産情報登録申請書（様式第7号）に当該不動産情報に係る媒介契約書の写しを添えて市長に申請しなければならない。
- 2 不動産情報提供者が、1の規定により申請することができる不動産情報は、第3の範囲に適合し、一体となる1,000㎡以上の土地に限る。

第11 情報登録等の通知

市長は、第10の1の規定による申請があったときはその内容を審査し、登録を決定したときは不動産情報登録決定通知書（様式第8号）により、申請の却下を決定したときは不動産情報登録申請却下通知書（様式第9号）により、不動産情報提供者に通知するものとする。

第12 情報の取扱い

市長は、第11の規定により登録を決定した不動産情報を保管し、適当と認める方法により立地希望企業に提供するものとし、不動産情報提供者は、これに同意するものとする。

第13 情報の抹消

- 1 不動産情報提供者は、登録された不動産情報を抹消しようとするときは、不動産情報抹消届出書（様式第10号）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、1の規定による届出があったときは、速やかに不動産情報を抹消するものとする。
- 3 市長は、1の規定にかかわらず、第3の規定に反する事実が生じた場合は、当該不動産情報を抹消することができる。
- 4 市長は、不動産情報提供者に対して、必要に応じて、媒介契約書の写しその他資料の提出を求めることができる。

5 市長は、2及び3の規定により登録を抹消したときは、不動産情報抹消通知書（様式第11号）により、その登録申請者に通知するものとする。

第14 情報の有効期間

登録された不動産情報の有効期間は、第11の規定による登録の決定の日から媒介契約の期間を有効期間とし、この期間を経過した不動産情報は抹消するものとする。

第15 立地希望企業からの情報提供の申請

立地希望企業は、不動産情報の提供を受けようとするときは、不動産情報提供申請書（様式第12号）により市長に申請しなければならない。この場合において、第12の規定により登録されている不動産情報を得ようとする場合は除く。

第16 情報提供の依頼

市長は、第15の不動産情報提供申請書が提出されたときは、第3の範囲に適合すると認める場合は、立地希望企業の名称は秘匿した上で、不動産情報提供依頼書（様式第13号）により求められている物件の概要を不動産情報提供者に対して送付するものとする。

第17 市長への情報提供

- 1 第16の規定による依頼を受けた不動産情報提供者は、市長に対し、依頼のあった日から2週間以内に不動産情報提供書（様式第14号）により、情報提供するものとする。この場合において、情報提供する不動産情報提供者は、当該不動産情報に係る媒介契約書の写しを市長に提出しなければならない。
- 2 不動産情報提供者が、前項の規定により報告できる不動産情報は、第3の範囲に適合するものに限る。

第18 立地希望企業への情報提供

- 1 市長は、第17の1の規定により不動産情報の提供を受けたときは、その概要を不動産情報概要通知書（様式第15号）により、立地希望企業に対して提供するものとする。
- 2 市長は、第17の1の規定による不動産情報の提供が得られなかったときは、その旨を不動産情報不適合通知書（様式第16号）により、立地希望企業に対して通知するものとする。

第 19 情報提供の継続

市長は、第 18 の規定により通知した後においても、立地希望企業からの希望があれば、引き続き不動産情報を提供することができる。

第 20 情報の対価

不動産情報提供者からの不動産情報の提供及び立地希望企業による本事業の利用に関しては、その結果にかかわらず無償とする。

第 21 連絡調整

- 1 立地希望企業は、提供された不動産情報について交渉等を行おうとするときは、当該不動産情報を提供した不動産情報提供者へ直接連絡を行うものとする。
- 2 市は、提供された不動産情報の推奨及びあっせんを行わないものとする。

第 22 状況及び結果報告

- 1 市長は、立地希望企業及び不動産情報提供者に対し、不動産情報の検討状況について報告を求めることができる。
- 2 立地希望企業は、提供された不動産情報により契約を締結する見込みがあるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

第 23 守秘義務

立地希望企業及び不動産情報提供者は、本事業の実施において知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第 24 市の責任等

- 1 本事業による情報提供後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる売買契約又は賃貸借契約その他の行為については、市は一切の責任を負わない。
- 2 本事業を活用するにあたって、法令その他の条件については、立地希望企業及び不動産情報提供者において、責任をもって確認するものとする。

第 25 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。